

ロッカー利用約款

東洋大学生生活協同組合

ロッカーは、利用者が携帯品を一時保管するためにお貸しするものです。ご利用の場合は、この約款によるものといたします。ご利用に際しては、ロッカーの状態を確認のうえご利用ください。

なお、この約款は変更される場合がございます。変更がある場合は、変更の1ヶ月前までに東洋大生協のホームページにて告知いたします。

1. ロッカーに入れることができないもの

- (1) 貴重品（現金・キャッシュカード・プリペイドカード・有価証券・宝石・貴金属・書画・骨董品・カメラ等の高価品）及び利用者にとって重要な物品、書類、資料、高額物品
- (2) 揮発性もしくは毒性のあるものまたは爆発物等の危険物
- (3) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗・変質もしくは破損しやすいもの、またはロッカーを汚損・毀損するおそれのあるもの
- (4) 重量10キログラム以上のもの、その他保管に適さないと認められるもの

2. ロッカー及び収容品の点検

管理者が必要と認めるときはロッカーを解錠のうえ、物品の出し入れに立ち会うことがあります。また、第1条に規定する物品が入れられた疑いがあるときには、管理者にてロッカーを開扉し、当該収容品を開封点検することがあります。また、状況に応じて別途保管・廃棄その他適当な措置を取らせていただきます。

3. 利用期間

毎年度、4月1日から3月23日まで

複数年契約の場合は3月24日から3月31日も利用可

但し、契約最終年は3月23日までとします

4. 利用料金

1年契約 税込1,000円（1,000円／年）

2年契約 税込1,800円（900円／年）

3年契約 税込2,500円（833円／年）

4年契約 税込2,800円（700円／年）

途中解約及び返金はいたしません。

5. 収容品お引取り

契約期間終了後に収容品が残置されている場合には、利用者が収容品に対する権利を放棄したとみなし、管理者は処分します。

6. 暗証番号の紛失

暗証番号は、利用者が責任を持って大切に保管してください。利用者が暗証番号を紛失した場合は、直ちに下記連絡先に届出てください。また、手数料として税込 500 円をいただきます。

7. 利用者の賠償責任

ロッカーを破損した場合、または他のロッカー内の収容品に損害を与えた場合等、利用者が当施設または第三者に与えた損害は、利用者に賠償していただきます。

8. 免責事項と施設の賠償責任

(1) 次の各号の場合、ロッカーの収容品に滅失または毀損等の障害が生じた時も、管理者はその賠償の責任を負わないものとします。

ア. 第 1 条の入れることができないものが収容されていた場合

イ. 鍵の紛失または盗用により利用者が損害を受けた場合

ウ. 利用者の誤施錠等、ロッカーの誤使用による場合

エ. 司法権の発動により、関係官公署から収容品を押収または証拠品として提出を求められた場合

オ. 天災地変等の不可抗力による場合

カ. その他、管理者の責に帰さない場合

(2) 収容品の滅失または棄損等の被害について、管理者に責任があることが確認された場合、管理者がお支払する損害賠償金は 10,000 円を限度とします。

9. 連絡先

東洋大学生生活協同組合 赤羽台店

〒115-8650 東京都北区赤羽台 1-7-11

TEL : 03-3905-6487